

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
令和2年度里親制度普及啓発 促進業務委託	R2.7.15	一般社団法人島根県社会福祉 士会 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	1,146,000	167条の2第1項第2 号	青少年家庭課	<p>当該業務の遂行にあたっては、里親制度の推進や社会的養育について十分な理解と熱意が必要であり、里親と共働して実施する必要がある。</p> <p>里親養育包括支援事業(国補)を活用して当該業務を実施するが、要綱の中では社会福祉士等の有資格者の配置が勧められており、将来的には配置が義務化されることが予想され、有資格者の確保が必要である。</p> <p>また、当該業務の安定的な実施、将来的な里親支援業務の委託拡大のためには、個人では無く、組織、団体に委託する必要がある。</p> <p>以上のことから、当該業務を履行するのは、里親や児童養護施設職員も所属し、日頃から児童福祉や社会福祉事業に携わる島根県社会福祉士会しかないため。</p>	